

令和 5 年 2 月 13 日

長野県地域防災計画

震災対策編

令和 4 年度修正(案)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考																				
第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱																					
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	第2 処理すべき事務又は業務の大綱																					
3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(3) 関東信越厚生局</td><td>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(17) 関東地方測量部</td><td>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 <u>ウ 地殻変動の監視に関すること。</u></td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。	(略)	(略)	(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 <u>ウ 地殻変動の監視に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(3) 関東信越厚生局</td><td>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること イ 関係機関との連絡調整に関すること</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(17) 関東地方測量部</td><td>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること イ 関係機関との連絡調整に関すること	(略)	(略)	(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。	脱字の修正 国土地理院による修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)	(略)																					
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。																					
(略)	(略)																					
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 <u>ウ 地殻変動の監視に関すること。</u>																					
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)	(略)																					
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること イ 関係機関との連絡調整に関すること																					
(略)	(略)																					
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。																					
5 指定公共機関	5 指定公共機関																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td><td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td><td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	(略)	(略)	事業者の追加				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)	(略)																					
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。																					
(略)	(略)																					
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)	(略)																					
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。																					
(略)	(略)																					
6 指定地方公共機関	6 指定地方公共機関																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(6) 放送<u>事業者</u></td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、<u>(株)Goolight</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6) 放送 <u>事業者</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>(株)Goolight</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(6) 放送<u>会社</u></td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、<u>須高ケーブルテレビ(株)</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6) 放送 <u>会社</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>須高ケーブルテレビ(株)</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(略)	(略)	文言及び事業者名の修正				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)	(略)																					
(6) 放送 <u>事業者</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>(株)Goolight</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(略)	(略)																					
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)	(略)																					
(6) 放送 <u>会社</u>	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>須高ケーブルテレビ(株)</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(略)	(略)																					

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>拠点と高規格道路等</u>のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、<u>強靭で信頼性</u>の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進</u>を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>f <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。</u> <u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>g 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>j 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>市街地等と高速道路</u>のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、<u>道路情報ネットワークシステム</u>、道路防災対策等を通じて<u>安全性</u>、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>f 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>i 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>g 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>g 病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>f 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>g 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>h 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>f 病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(サ) <u>発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（危機管理部）</u></p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	国の防災基本計画 に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギー</u>システムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室<u>(防災センター)</u>、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、代替エネルギー^{システム}や電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室の機能及び<u>県警災害警備本部の機能を有する(防災センター)</u>を活用し、<u>災害時において</u>迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)</p>	国の防災基本計画に合わせて修正 風水害対策編の記載に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下<u>2</u>箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下<u>3</u>箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	施設の統合に伴う修正 脱字の修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 県及び市町村は、<u>予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p> <p>(ウ) 保健所（長野県健康観察センター）は、<u>陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p>(エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、<u>避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）</u>の確保に努めるものとする。</p> <p><u>また、保健所</u>は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。）を示すよう努めるものとする。（危機管理部）</p>	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 地域振興局及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。<u>県</u>は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。）を示すよう努めるものとする。（危機管理部）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の陽性者の全数届出の見直し等に伴う修正</p> <p>脱字の修正</p> <p>時点修正</p>

(略)	(略)	国の防災基本計画に合わせて修正
(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。	(新設)	
イ【市町村が実施する計画】 (イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	イ【市町村が実施する計画】 (イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。	
(略)	(略)	
(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。	(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。	
(略)	(略)	時点修正
(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。	(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。	
(略)	(略)	国の防災基本計画に合わせて修正
(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。	(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。	

新	旧	修正理由・備考												
第20節 通信・放送施設災害予防計画	第20節 通信・放送施設災害予防計画													
第3 計画の内容	第3 計画の内容													
3 市町村防災行政無線通信施設災害予防	3 市町村防災行政無線通信施設災害予防													
(1) 現状および課題	(1) 現状および課題													
市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、 <u>令和3年度末</u> 現在次のとおりである。	市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、 <u>平成29年度末</u> 現在次のとおりである。	時点修正												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">方式別</th> <th style="text-align: right;"><u>令和3年度末</u>市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">同報系（一斉通報）</td> <td style="text-align: right;"><u>69 (89.6%)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">移動系（移動局）</td> <td style="text-align: right;"><u>53 (68.8%)</u></td> </tr> </tbody> </table>	方式別	<u>令和3年度末</u> 市町村数	同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>	移動系（移動局）	<u>53 (68.8%)</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">方式別</th> <th style="text-align: right;"><u>令和29年度末</u>市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">同報系（一斉通報）</td> <td style="text-align: right;"><u>68 (88.3%)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">移動系（移動局）</td> <td style="text-align: right;"><u>64 (83.1%)</u></td> </tr> </tbody> </table>	方式別	<u>令和29年度末</u> 市町村数	同報系（一斉通報）	<u>68 (88.3%)</u>	移動系（移動局）	<u>64 (83.1%)</u>	
方式別	<u>令和3年度末</u> 市町村数													
同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>													
移動系（移動局）	<u>53 (68.8%)</u>													
方式別	<u>令和29年度末</u> 市町村数													
同報系（一斉通報）	<u>68 (88.3%)</u>													
移動系（移動局）	<u>64 (83.1%)</u>													
※複数種類を整備している市町村は、複数計上。	※複数種類を整備している市町村は、複数計上。													
(略)	(略)													
4 電気通信施設災害予防	4 電気通信施設災害予防													
(2) 実施計画	(2) 実施計画													
ウ【東日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、 <u>楽天モバ イル株</u> が実施する計画】	ウ【東日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株が実施する 計画】	事業者の追加												
(略)	(略)													
6 警察無線通信施設災害予防	6 警察無線通信施設災害予防													
(1) 現状および課題	(1) 現状および課題													
警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあっては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、 <u>2ルート化及び グループ化の構成となり</u> 、信頼性の向上を図っている。 <u>平成27年度から4カ年 にわたって</u> ヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。 <u>災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るた め、衛星通信設備の整備を行う。</u>	警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあっては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、 <u>平成5年度に2 ルート化の工事を完了し</u> 、信頼性の向上を図っている。 <u>平成8年度には</u> ヘリコプ ターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図つ ている。 <u>また、衛星通信固定局の整備を行い、災害に強い情報収集と同報性の確 保を図っている。</u>	警察本部による修正												

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>4</u>年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>4</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,645</u>箇所である。</p> <p>(略)</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和<u>4</u>年<u>6月30日</u>現在で<u>27,109</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,411</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>3</u>年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>3</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,635</u>箇所である。</p> <p>(略)</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和<u>2</u>年<u>12月31日</u>現在で<u>27,048</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,381</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	時点修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p>(ア) 防火管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。</p> <p>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。</p>	<p>第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p>(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。</p> <p>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。防災管理体制及び防災。</p>	誤字の削除

新	旧	修正理由・備考
<p>第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 防災知識一般 b 避難の際の留意事項 c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 d 具体的な危険箇所 e 要配慮者に対する配慮 <p>(エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p><u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</u></p>	<p>第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 防災知識一般 b 避難の際の留意事項 c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 d 具体的な危険箇所 e 要配慮者に対する配慮 <p>(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、<u>大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、</u>大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p><u>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>国土地理院との連携について記載</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本府）の実施事項</p> <p>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。</p> <p>f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。</p> <p>g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエ</p>	<p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本府）の実施事項</p> <p>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。</p> <p>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。</p> <p>f 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエ</p>	国際防災基本計画 に合わせて修正

<p>ゾン) 等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。</p> <p><u>h</u> 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。</p> <p><u>i</u> 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。</p> <p><u>j</u> <u>国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>(イ) 県現地機関等の実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局<u>総務管理（・環境）課</u>及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。 d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。 <p>(略)</p> <p>(ウ) 市町村の実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の<u>3</u>において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。 <p>(略)</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(イ) 震度速報</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上の大規模な揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの<u>発現</u>時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。 <p>(ウ) 地震情報（震源に関する情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。 <u>地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。</u> <u>ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。</u> 	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>地震情報について、長野地方気象台に確認の上、表記を修正</p>
---	---

<p>(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）</p> <p>震度3以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。</p> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p> <p>(オ) 地震情報（その他の情報）</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を等を発表。</p> <p>(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）</p> <p>震度1以上を観測した場合に発表する情報。</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p> <p>(キ) 地震情報（推計震度分布図）</p> <p>震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p> <p>(ク) 長周期地震動に関する観測情報</p> <p>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</p> <p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。</p> <p>(略)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(1) 【県が実施する事項】</p> <p>力 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによる テレビ画像情報の送信を行う。（危機管理部、警察本部）</p>	<p>(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）</p> <p>震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときには発表する情報。</p> <p>地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。</p> <p>また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報を得られない場合に、その市町村名を発表する。</p> <p>(オ) 地震情報（その他の情報）</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。</p> <p>(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）</p> <p>震度1以上を観測した場合に発表する情報。</p> <p>地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。</p> <p>また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報を得られない場合に、その地点名を発表する。</p> <p>(キ) 地震情報（推計震度分布図）</p> <p>震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(1) 【県が実施する事項】</p> <p>力 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）</p>	<p>長周期地震動に関する観測情報について記載</p> <p>文言及び担当部署の修正</p>
---	--	--

新	旧	修正理由・備考		
第3節 広域相互応援活動				
第1 基本方針				
<p>①東海地震に関する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） 「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正） 			
<p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</u> <u>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</u> <u>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定） 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定） 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定） 	<p>①東海地震に関する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> <p><u>東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） 「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正） 「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正） 「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ） 	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第11節 避難受入及び情報提供活動	第11節 避難受入 <u>れ</u> 及び情報提供活動	風水害対策編に合わせて修正
第3 活動の内容	第3 活動の内容	
1 避難指示	1 避難指示	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
ウ 避難指示及び報告、通知等	ウ 避難指示及び報告、通知等	
(エ) 警察官の行う措置	(エ) 警察官の行う措置	
a 指示	a 指示	
(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の <u>必要と認める</u> 居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き <u>又は緊急安全確保措置</u> を指示する。	(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。	災害対策基本法の記載に合わせて修正
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。	この避難指示 <u>(緊急)</u> に従わない者に対する直接強制は認められない。	災害対策基本法の改正に伴う修正
(e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。	(e) 避難のための <u>勧告</u> 、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。	
2 警戒区域の設定	2 警戒区域の設定	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。	ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の <u>勧告又は</u> 指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。	
4 避難所の開設・運営	4 避難所の開設・運営	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
イ【市町村が実施する対策】	イ【市町村が実施する対策】	
(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。	(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。	
a 避難者	a 避難者	
b 住民	b 住民	
c 自主防災組織	c 自主防災組織	
d 他の地方公共団体	d 他の地方公共団体	
e ボランティア	e ボランティア	
<u>f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者</u>	<u>(新設)</u>	国の防災基本計画に合わせて修正
(略)	(略)	
(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、 <u>受付時の確認</u> 、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	避難所における新型コロナウイルス感染症対策について追記

<p><u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やN P O・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 介護職員等の派遣 (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 <p>(タ) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来たした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p> <p>(チ) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。</p> <p>(ツ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>風水害対策編に 合わせて追記</p>
--	------------------------	---------------------------

新	旧	修正理由・備考
第4節 広報計画 第2 活動の内容 4 【防災関係機関が実施する計画】 (4) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> (略)	第4節 広報計画 第2 活動の内容 4 【防災関係機関が実施する計画】 (4) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株) (略)	事業者の追加

新	旧	修正理由・備考
第5節 避難活動等	第5節 避難活動等	
<p>第1 基本方針</p> <p>東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。</p> <p>その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍県民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。</p> <p>また、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。</p> <p>なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。</p> <p>その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍県民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告</u>、避難指示（緊急）の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。</p> <p>なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。</p>	災害対策基本法の改正に伴う修正
<p>第2 活動の内容</p> <p>1 避難指示</p> <p>(1) 【県が実施する計画】</p> <p>ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難指示の実施に関する連絡調整及び助言を行う。（危機管理部）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p>イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、有線放送等の手段を活用し、地区的範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。</p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた時、市町村長は、避難対象地区に避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。</p> <p>また、市町村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。</p> <p>(ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備</p> <p>(イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限</p> <p>(ウ) 避難場所の点検及び収容準備</p> <p>(エ) 収容者の安全管理</p> <p>(オ) 負傷者の救護準備</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 避難の勧告又は指示</p> <p>(1) 【県が実施する計画】</p> <p>ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、<u>避難勧告</u>、避難指示（緊急）の実施に関する連絡調整及び助言を行う。（危機管理部）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p>イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、有線放送等の手段を活用し、地区的範囲、指定緊急避難場所、避難路及び<u>避難勧告</u>、避難指示（緊急）の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。</p> <p>ウ 警戒宣言が発せられた時、市町村長は、避難対象地区に<u>避難勧告</u>、避難指示（緊急）を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。</p> <p>また、市町村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。</p> <p>(ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備</p> <p>(イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限</p> <p>(ウ) 避難場所の点検及び収容準備</p> <p>(エ) 収容者の安全管理</p>	

(カ) 避難行動要支援者の避難救護 (略) 5 避難活動 (2) 【市町村が実施する計画】 イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。 (イ) 避難所で避難生活をする者は、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。 なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。	(オ) 負傷者の救護準備 (カ) 避難行動要支援者の避難救護 (略) 5 避難活動 (2) 【市町村が実施する計画】 イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。 (イ) 避難所で避難生活をする者は、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。 なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
第11節 防災関係機関の講ずる措置	第11節 防災関係機関の講ずる措置	
第2 活動の内容 2 通信（東日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、 <u>楽天モバ イル株</u>) (略)	第2 活動の内容 2 通信（東日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株） (略)	事業者の追加

新	旧	修正理由・備考
第1節 総 則	第1節 総 則	
<p>第1 目的</p> <p>「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、<u>後発地震に備えるために</u>とるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合<u>に</u>とるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	本計画が南海トラフ沿いにおける地震等発生時の後発地震に備えるためのものであることを明記

新	旧	修正理由・備考
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制 第3 防災関係機関の体制 3 南海トラフ<u>地震</u>臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制 <p>各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。</p> <p>また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。</p>	第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制 第3 防災関係機関の体制 3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制 <p>各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。</p> <p>また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を<u>を</u>定めるものとする。</p>	誤字・脱字の修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 情報の収集伝達計画		
<p>第1 南海トラフ<u>地震</u>臨時情報発表時の伝達</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。</p> <p>3 勤務時間外、休日の伝達要領</p> <p>(1) 勤務時間外及び休日に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。</p> <p>(2) 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(3) 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県現地機関、防災関係機関へ伝達する。</p> <p>なお、南海トラフ<u>地震</u>臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。</p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ<u>地震</u>臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。</p> <p>この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。</p> <p>なお、県災害対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。</p> <p>3 勤務時間外、休日の伝達要領</p> <p>(1) 勤務時間外及び休日に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。</p> <p>(2) 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(3) 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県現地機関、防災関係機関へ伝達する。</p> <p>なお、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。</p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。</p> <p>この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。</p> <p>なお、県災害対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	脱字の修正

新	旧	修正理由・備考
第4節 広報計画	第4節 広報計画	
<p>第2 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容 (イ) 住民等に密接に関係のある事項 イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等 (ア) 南海トラフ<u>地震</u>臨時情報（巨大地震注意）等の内容 (イ) 交通に関する情報 (ウ) ライフラインに関する情報 (エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項 <u>(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応</u> <u>日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等</u> ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等 (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容 (イ) 交通に関する情報 (ウ) ライフラインに関する情報 (エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項 <u>(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応</u> <u>日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等</u></p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容 (イ) 住民等に密接に関係のある事項 イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等 (ア) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容 (イ) 交通に関する情報 (ウ) ライフラインに関する情報 (エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項 <u>(新設)</u></p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等 (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容 (イ) 交通に関する情報 (ウ) ライフラインに関する情報 (エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項 <u>(新設)</u></p>	脱字の修正 国のガイドラインを踏まえ、後発地震に備えるための基本的な防災対応を追記

新	旧	修正理由・備考
<p><u>(参考)</u></p> <p><u>県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて</u></p> <p>県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間*、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。</p> <p>*「一定期間」の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から <u>2週間</u> ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から <u>1週間</u> ・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まると評価されるまでの期間 <p><u>ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）</u></p> <p>臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。 ○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。 <p><u>・土砂災害に対する防災対応</u></p> <p>土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。</p> <p><u>・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応</u></p> <p>耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。</p> <p><u>イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）</u></p> <p>推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。</p> <p><u>ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）</u></p> <p>住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。</p> <p><u>エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）</u></p> <p>日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>		広報計画に関連し、臨時情報発表時の住民、企業等への防災対応の呼びかけを整理の上、記載。

そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 避難対策等</p> <p>第2 地域住民等の避難行動等</p> <p>1 土砂災害に対する避難行動等</p> <p>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</p> <p>また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</p>	<p>第6節 避難対策等</p> <p>第2 地域住民等の避難行動等</p> <p>1 土砂災害に対する避難行動等</p> <p>市町村は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</p> <p>また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</p>	脱字の修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 住民の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ<u>地震</u>臨時情報発表前に実施する事項</p> <p>1 推進地域内</p> <p>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。</p>	<p>第7節 住民の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項</p> <p>1 推進地域内</p> <p>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。</p>	脱字の修正

新	旧	修正理由・備考
第9節 防災機関のとるべき措置	第9節 防災機関のとるべき措置	
第1 基本方針 防災関係機関は、南海トラフ 地震 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。	第1 基本方針 防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。	脱字の修正
第2 活動の内容 6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 <u>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。</u> <u>なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。</u> (1) 防災上重要な施設に関する対策 県及び市町村は、 <u>特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）</u> について、その機能を果たすため、 <u>体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。</u> ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設部、林務部等】 <u>危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。</u> イ 河川・ダム a 河川【建設部】 <u>水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。</u> b ダム【建設部・企業局】 <u>施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。</u> ウ ため池・用水路【農政部】 <u>施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。</u> エ 松本空港【企画振興部】 <u>滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。</u> オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】 <u>非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。</u>	第2 活動の内容 6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び市町村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。	(1)アに移設
		県・市町村・各施設管理者の後発地震に備えるための施設（防災上重要な施設、多数の者が出入りする施設等）に係る対策を具体的に記載

<p><u>(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策</u></p> <p>学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場者等への情報伝達 ・入場者等の安全確保のための退避等の措置 ・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置 ・出火防止措置 ・水、食料等の備蓄 ・消防設備の点検、整備 ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備 <p>また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。</p> <p>ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】</p> <p>日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。</p> <p>なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）。 ・上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。 <p>イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】</p> <p>後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。</p> <p>ウ 保育園、小・中学校等(市町村等所管)</p> <p>児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。</p> <p>エ 社会福祉施設【健康福祉部】</p> <p>重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。</p> <p>オ 病院・診療所等【健康福祉部】</p> <p>患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。</p> <p>カ 上下水道施設【企業局、環境部】</p>	<p><u>(2) 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、</u> 府舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び市町村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。</p>	
--	--	--

<p><u>処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。</u></p> <p><u>キ 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）</u></p> <p><u>車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。</u></p> <p>(3) <u>工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】</u> <u>後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。</u></p> <p>(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。</p>	<p>(3) <u>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。</p> <p>(5) <u>防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(2)に移設</p> <p>(3)に移設</p>
---	---	-----------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</p> <p>また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</p> <p>そのため、県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。</p>	<p>第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</p> <p>また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</p> <p>そのため、県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。</p>	脱字の修正